

「淀川水系河川整備計画策定に向けての
説明資料（第1稿）」検討にあたっての論点（案）について

本資料の位置づけ

- ・本資料は、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」（以下、説明資料）を検討する際の基礎資料として頂くため、庶務が作成したものです。
- ・説明資料検討にあたっては、「淀川水系流域委員会の提言 030117 版」（以下、提言）がスタートとなるため、提言と説明資料の内容を比較し、「提言内容が反映されているか」「抜けている事項は」「具体化すべき事項は」といった視点で、論点（案）を記しています。
- ・第1回部会（治水、利水、環境・利用）では、論点（案）について意見交換され、検討すべき論点の整理、議論が行われる予定です。

本資料の構成

- ・分野別（治水、利水、環境、利用）となっています。
- ・真ん中に「説明資料検討にあたっての論点（案）」を示しています。論点（案）の左側が提言の3章（新たな理念）と4章（計画のあり方）、右側が説明資料の3章（河川整備の基本的な考え方）、4章（河川整備の方針）、5章（具体の整備内容）となっています。

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3～5章)の比較【治水 その1】

提言		論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1～2、p.11～21)	
			3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
理念・方針	3-3 新たな治水の理念 現状認識 <ul style="list-style-type: none"> ・超過洪水により壊滅的な被害の発生する恐れ ・治水のための整備が被害ポテンシャルを増大 ・治水のための整備が自然環境に悪影響を及ぼすこと ・治水安全度に地域差が存在 理念転換 「超過洪水・自然環境を考慮した治水」、「地域特性に応じた治水安全度の確保」を目的とする	・理念は概ね反映されていると考えてよいか	3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針 3. 河川整備の基本的な考え方 1) 破堤による被害の深刻さは現在も増加し続けている。洪水常襲地帯である狭窄部上流部については、対応によっては下流の治水安全度を大きく引き下げることになる。 3) 利水、治水のための河川整備は河川環境等に影響を与えている。ダム建設は地域社会に大きな影響を与えた。 4) あらゆる人間活動が水循環系に対して変化を与え、河川の治水、利水、環境に影響を与えている。 6) 洪水被害の頻度、深刻さを軽減するハード、ソフト施策を推進。狭窄部下流の治水安全度を損なわず上流の安全度向上。	
	4-3 治水計画のあり方 (1) 超過洪水を考慮した治水計画 1) 河川対応 <ul style="list-style-type: none"> ・超過洪水に対しても治水機能を保持し、破堤しにくくする ・スーパー堤防 ・堤防強化(ハイブリッド堤防等) ・優先順位の設定と住民理解 	・さらに具体化が必要な整備内容があるかどうか(例: 応急的な堤防強化の内容と適応箇所、優先順位等)	4. 3 治水・防災 4. 3. 1 洪水 (1) 破堤による被害の回避・軽減 3) 堤防強化対策 ① 高規格堤防強化 まちづくりと一体となった整備の調整が図られた箇所を実施。特に人口、資産が集積する淀川と大和川に挟まれた大阪(浪花氾濫地区)中枢部を重点的に実施。実施にあたっては、円滑に事業推進できるよう関係機関との連携を図る。 ② 応急的な堤防強化 破堤の危険性及び被害ポテンシャルを踏まえ、順次応急的な堤防強化を実施。その際、被害の分散化、上下流バランス、投資効率を検討。 <対策箇所の優先度> 降雨規模に応じた破堤のしやすさ、堤防背後における人家の状況等を踏まえ実施	5. 3 治水・防災 5. 3. 1 洪水 (2) 河川毎の施設整備内容 ① 破堤による被害の回避・軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・高規格堤防強化 ・応急的堤防強化 ・堤防拡幅
2) 流域対応 <ul style="list-style-type: none"> ・したたかな街づくりによる被害ポテンシャルの軽減と地域社会におけるソフト対策 ・ハザードマップの周知徹底 ・避難システム ・科学的予測技術を用いた破堤の危険度の明示 ・治水安全度の低い地域での土地開発の抑制 ・被害の少ない地域への氾濫誘導する霞堤・越流堤の検討 ・道路や鉄道を活用した輪中堤 	・ソフト対策のメニューはこれでよいか ・被害ポテンシャル低減策はこれでよいか ・洪水ポテンシャル低減方策協議会等について、さらに具体化するか(構成、検討項目等)	1) 情報の提供、伝達システムの整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・人命被害の防止には住民が河川の状況、避難に関する情報等を的確に把握することが重要。また、地下街への浸水防止やライフライン防御のためには各管理者への的確な情報提供が必要。そのため、住民、自治体、関係機関への河川情報の提供システムの強化を図る。 ・避難場所、避難経路を住民に配布、周知するためのハザードマップ作成について自治体を支援。 ・関係機関と連携して水防訓練等を実施。 	(1) 破堤による被害の回避・軽減 1) 情報伝達・避難体制の整備等 ① 広域防災施設整備事業(河川情報ネットワーク、防災ステーション等) ② 洪水予報・水防・警報システム ③ 洪水情報伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供(洪水画像情報提供等) ・自治体への支援(洪水情報提供、浸水想定表示、ハザードマップ等の作成普及支援、地域防災計画への反映等) ④ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発/防災訓練/非常用物資の備蓄 	
計画のあり方、整備内容				

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3～5章)の比較【治水 その2】

提言		論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1～2、p.11～21)	
計画のあり方、整備内容			<p>3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針</p> <p>2)被害ポテンシャル低減対策</p> <p>①避難誘導等 避難・誘導体制の整備、地下空間部の被害軽減対策等、氾濫原における危機管理緊急対策を自治体や関係機関と連携して実施。</p> <p>②土地利用誘導 破堤による被害の回避・軽減のため、土地利用の規制・誘導を含めた都市計画での対応等を自治体と連携して検討。</p> <p>③下流への流量増大の抑制対策 ○無堤部:無堤部築堤は下流の堤防強化の進捗状況等を踏まえて実施を判断。 ○狭窄部:開削は、下流の堤防強化の進捗状況等を踏まえて実施を判断。 ○流域内対策:流域内の保水、貯留機能の保全、増大方策について土地利用計画の見直しも含め、自治体と連携して検討。</p>	<p>5. 具体の整備内容</p> <p>2)被害ポテンシャル低減対策 ・沿川自治体により構成する「洪水ポテンシャル低減方策協議会(仮称)」を設置し、下記項目等を検討 ①避難誘導等(地下空間における避難誘導等) ②土地利用誘導(土地利用規制と移転促進等) ③流域内保水機能、貯留機能の回復</p> <p>3)猪名川流域における総合治水対策協議会での検討 ・自然地(山林等)の保水機能の保全</p>
	<p>(2)自然環境を考慮した治水計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水のための河川整備が環境に悪影響を与えてきた ・治水事業においても自然環境への影響を出きだけ軽減する工法を採用 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低水路を河道内で蛇行させることにより瀬や淵を復活 ・護岸の自然材料化、緩傾斜化 ・魚道の設置 ・ダム の 排砂、河道内での土砂の流動化 ・ダム の 操作方法の検討 等 	<p>・4. 2 河川環境の部分の記述について、治水計画を考えるにあたっての特記事項はないか</p>	<p>4. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工(再掲) (4. 2河川環境の部分での記述)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸工事に当たって、縦断方向及び横断方向の河川形状が不連続とならないように施工。 ・河岸の保持のため低水護岸を施工する場合は、生物の生息・生育を配慮した工法を採用。 ・仮設工作物及び施工機械、施工時期等は、生物の生息・生育環境への影響を少なくする。 ・工事により発生する濁水は、生物の生息・生育条件に影響を与えない配慮。 ・河川工事のための輸送手段としての舟運や緊急用河川敷道路の活用。 ・土砂仮置場の堤内地での確保、河川敷内仮置き箇所・面積の縮小、工事用道路の既存土の活用等。 	<p>5. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工(再掲) (5. 2河川環境の部分での記述)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物に配慮した低水護岸工法の採用 ・生態系に配慮した施工時期 ・現況の植生を考慮した必要最小限の工事用道路の設置 ・工事中の濁水流入防止措置 ・振動や騒音を最小限に抑える施工機械の使用 ・舟運等を活用した土砂輸送の検討 ・土砂仮置場を堤内地に確保 ・仮置き箇所面積の縮小 ・生態系に関する事前・事後調査の実施
	<p>(3)地域特性に応じた治水安全度の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水安全度に地域格差が存在(無堤地区、狭窄部上流、天井川地域等) ・地域特性に応じた治水安全度の確保 ・地域に適した方式の採用と超過洪水による壊滅的な被害の回避 ・狭窄部は歴史・景観等の面から価値が高いため開削することはできるだけ避ける 	<p>・狭窄部上流の琵琶湖沿岸、無堤地区における考え方として妥当か</p>	<p>(2)浸水被害の軽減</p> <p>1)狭窄部上流の浸水被害の解消 下流の破堤危険性を増大させる開削はできないことから、当面、既往最大規模の洪水を目標として既設ダムの治水強化、並びに流域内貯留施設整備を検討。長期的には、土地利用誘導等が望まれる。</p> <p>2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 長期にわたる琵琶湖の高水位による浸水被害の軽減のため、瀬田川下流部の流下能力(放流能力)の向上。</p> <p>3)無堤地区等の浸水被害の軽減 ごく一部の未整備である区間等について速やかに事業を完了。</p>	<p>②浸水被害の軽減(河川毎の対策が記述されている)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床掘削(塔の島地区、洗堰から鹿跳溪谷等) ・橋梁部の改築の検討 ・引き堤(隠元橋付近) ・既存ダムの治水機能の強化(日吉ダム、一庫ダム等) ・既設ダムの運用変更 ・無堤地区の築堤(川西池田地区) ・流域内貯留施設等についての検討等

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3~5章)の比較【治水 その3】

計画のあり方、整備内容	提言	論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1~2、p.11~21)	
			3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
計画のあり方、整備内容	提言には記載無し	・この内容でよいか	4. 3. 2 高潮 ・陸閘については、堤防強化との優先度を十分に判断し実施。	5. 3. 2 高潮 (1) 阪神電鉄西大阪線橋梁の改築の実施時期を検討
	提言には記載無し	・この内容でよいか	4. 3. 3 地震・津波 4. 3. 3 地震・津波 (1) 地震 1) 堤防の耐震補強対策を継続実施。 2) 河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等の手段として緊急用河川敷道路及び船着き場の残箇所については早期に完成。 (2) 津波 1) 津波来襲時の陸閘等の迅速な操作・開閉時間の短縮化を可能とするため、施設の改良と情報伝達の強化を実施。 2) 河川内利用者に対する避難のための情報の提供を強化するとともに、沿川住民等に淀川の危険性情報を提供。	5. 3. 3 地震・津波 (1) 地震等総合的防災対策 1) 緊急用河川敷道路の整備 2) 緊急用船着場の整備・維持及び航路の確保 3) 河川管理施設の耐震対策 4) 淀川大堰閘門設置 (2) 津波のソフト対策 1) 津波来襲時の集中管理体制を確保。 2) 住民等への情報伝達体制の確保。 3) 舟運の活用可能な防災拠点をおき、地域防災計画に反映 4) 陸閘操作時間の短縮化実施
	提言には記載無し	・この内容でよいか	4. 3. 4 維持管理等 (1) 出水対策 1) 水防 洪水時における水防団等による水防活動を支援・強化するため、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保及び、迅速な水防活動や施設操作を行うために河川情報の共有化やシステムの構築。 (2) 河川管理施設の機能保持 1) 堤防・護岸等 堤防・護岸等の調査を行い損傷の程度により注意を要する箇所を順次、補修。 堤防を横断する工作物の空洞化調査を行い、必要な対策を行う。 堤防除草については、堤防点検を目的に、出水期前に除草。 2) 河川構造物等 河川管理施設(水閘門・堰・排水機場・樋門等) ・老朽化施設の機能保全のため、計画的に対策を実施。 ・各施設の補修コストを勘案して、補修・補強・更新等により施設の延命化。 ・歴史・文化的価値のある河川構造物等は、地域住民と連携して保全し、後世に伝承する。	5. 3. 4 維持管理等 (1) 出水対策 1) 水防 ① 水防警報の発令、関係機関等への通知 ② 搬入路整備や備蓄材の確保 ③ 情報共有化と集中的管理のための新たな操作体制の検討 ④ 府県・市町村・河川管理者の日常からの連絡・連携の強化 ⑤ 防災ステーションの基盤整備による水防活動の強化を実施 ⑥ 光ファイバー網の整備 ⑦ 搬入路等の整備 (2) 河川管理施設の機能保持 1) 堤防・護岸等 ① 機能低下に対する浸透・浸食・耐震対策 ② 空洞化等に対する応急的対策 ③ 除草方法の再資源化処理方法を検討 2) 河川構造物等 ① 老朽化対策 ② 歴史・文化的価値のある施設の保全 ③ 淀川大堰予備ゲートの津波に対する転倒防止対策

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3～5章)の比較【治水 その4】

計画のあり方、整備内容	提言	論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1～2、p.11～21)	
			<p>3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針</p> <p>(3)許可工作物(橋梁・樋門等) 1)橋梁・樋門等 河川管理施設に準じた点検整備及び対策を必要に応じて施設管理者に指導。</p> <p>2)排水機場運用 出水時に於ける内水排水ポンプ場の運転については、下流に流量増をもたらすことから施設管理者を含めた関係機関による協議会を設立し運転調整を図る。</p> <p>(4)河川区域の管理 1)樹木の伐採と管理 治水上支障となる河道内樹木については、繁茂の状況や河川環境の保全に配慮しつつ、災害防止の観点から樹木群の拡大防止等適正な対策を図る。</p> <p>2)河道内堆積土砂等の管理 河道内堆積土砂の除去については、河床変動状況や河川管理施設等への影響及び河川環境への影響等から判断。その際コンクリート用骨材として利用可能な場合は、砂利採取の許可の検討。</p> <p>3)安全利用のための対策 安心して利用できる河川空間を目指すとともに、危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する情報提供と啓発を行う。</p> <p>4)不法投棄の防止 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくと共に、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。</p> <p>5)河川管理施設の操作 河川管理施設の操作の安全性を図るため適切な点検整備を実施。操作の迅速化や安全性の向上のため、遠隔操作などのIT技術を利用したシステムや施設等の整備促進。</p>	<p>5. 具体の整備内容</p> <p>(3)許可工作物(橋梁・樋門等) 1)橋梁・樋門等(除去、改善)</p> <p>2)排水機場運用(運転停止も含めた調全体制)</p> <p>(4)河川区域の管理 1)樹木の伐採と管理</p> <p>2)河道内堆積土砂等の管理</p> <p>3)安全利用のための対策 ①河川敷へのアクセス改善(バリアフリー化等)を実施。 ②水難事故防止のため、水難事故防止協議会(仮称)を設置 ③危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発</p> <p>4)不法投棄の防止 ①管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視の強化 ②投棄摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関との連携及び組織を検討 ③住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置・マスメディアを活用した啓発</p> <p>5)河川管理施設の操作 ①河川管理施設操作の確実性の向上 ・光ファイバー網の整備による情報の正確かつ迅速な伝達と共有化 ・危機管理上の対策を講じたうえで、水門、排水機場等の操作について検討の上、遠隔操作等により河川管理施設等の管理の高度化を実施 ・高潮や津波来襲時の緊急操作とあわせて、排水機場や水閘門及び樋門等を24時間管理する集中管理体制の検討 ・高潮や津波来襲時における陸閘操作時間の短縮化を実施 ○淀川大橋</p>

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3～5章)の比較【利水】

提言		論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1～2、p.22)	
理念・方針	<p>3-4 新たな利水の理念</p> <p>現状認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測を積み上げ、不足量を施設の建設により確保する方式。 ・河川の流量はもともと有限であり、際限なく水資源を開発することはできない。 ・ダムや堰はいずれも河川やその周辺の自然環境を悪化させるといった基本的な欠陥を有する。 <p>理念転換</p> <p>「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理」へと転換する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの需要追従型の方式に対する認識が示されているか ・水の有限性を認識した政策転換への考え方が示されているか <p>・「一定枠内でバランスするための管理、抑制方向」が述べられていないのでは</p>	<p>3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針</p> <p>3. 河川整備の基本的な考え方 2)河川環境の観点から、琵琶湖の水位を水利用と調和をはかりつつ保持することが求められている。</p> <p>3)利水、治水のための河川整備は河川環境等に影響を与えている。ダム建設は地域社会に大きな影響を与えた。</p> <p>4)あらゆる人間活動が水循環系に対して変化を与え、河川の治水、利水、環境に影響を与えている。</p> <p>6)水需要予測の見直しを踏まえ、既存施設の運用や新規施設の計画を見直す。水需要の抑制を図る。</p>	<p>5. 具体の整備内容</p>
	<p>4-4 利水計画のあり方</p> <p>(1)精度の高い水需要予測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精度の高い水需要予測 ・予測に関わる情報の公表 ・一定期間ごとの予測の見直し <p>(2)節水・再利用・雨水等の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水型の生活様式 ・水循環、反復利用 ・雨水利用推進、井戸水等多様な水源の確保 <p>(3)用途変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣行水利権の見直し、用途変更 ・農業用水の地域資源としての再生 <p>(4)環境流量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川からの取水に際し、環境流量を優先 ・河道形状による対応も <p>(5)水需要管理協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利水関係者と地域住民との協議・調整 ・平常時からの対策 <p>(6)順応的な水需要管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動、社会・経済情勢の変化等不確定要素への対応 <p>提言には記載無し</p> <p>提言には記載無し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精査確認、見直しの内容、仕組みを具体的に記述するかどうか ・水需要抑制策について具体的に記述するか、現資料のように検討の仕組みの記述で良いか ・さらに具体的な記述が必要かどうか ・「環境流量優先」とする考え方が反映されているか ・さらに具体的な記述が必要かどうか 	<p>4. 4 利水</p> <p>(1)水需要の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味 <p>(4)水需要の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利水者、自治体等関係機関、住民と連携して具体的方策について検討する。 <p>(2)水利権の見直しと用途間転用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態や利水安全度を踏まえ、水環境維持・改善のための新たな水需要等を含め、水利権の見直し、水利用の合理化に努める。 ・農業用水の水利権見直しでは、地域の環境機能に配慮 <p>(2)水利権の見直しと用途間転用(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態や利水安全度を踏まえ、水環境維持・改善のための新たな水需要等を含め、水利権の見直し、水利用の合理化に努める。 <p>(4)水需要の抑制(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利水者、自治体等関係機関、住民と連携して具体的方策について検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画にとりまとめる施策は、随時計画を改訂する(「はじめに」より) <p>(5)渇水への対応</p> <p>(3)既存水資源開発施設の再編と運用の見直し</p>	<p>5. 4 利水</p> <p>(1)利水者の水需要の精査確認</p> <p>(5)従来、渇水時のみ開催していた渇水対策会議を、平常時からの水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整</p> <p>(2)利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価を踏まえて行われるよう関係機関との連絡調整を実施(工業用水)</p> <p>(3)農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握、法定化の促進</p> <p>(5)従来、渇水時のみ開催していた渇水対策会議を、平常時からの水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整(再掲)</p> <p>(4)既存水資源開発施設の効率的運用による渇水対策の検討・実施</p> <p>1)効率的な運用(実態に基づく下流確保流量の見直し)の実施(日吉ダム)</p> <p>2)効率的な運用の検討(室生ダム、一庫ダム)</p>

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3～5章)の比較【環境 その1】

提言		論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1～2、p.4～10)	
理念・方針	<p>3-2 新たな河川環境の理念</p> <p>現状認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然生態系は大きく破壊され、人そのものの生存すら危惧される状態 ・一つの要素に対する影響は連鎖的に他の要素にも影響を及ぼす ・健全な生態系なくして人類の未来はない ・河川・湖沼の環境悪化が歴史・文化的環境をも大きく劣化させ、将来における人の生存基盤を脅かすに至っている <p>理念転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これ以上生物種を減少させない」、「人間生存に必須のものである生態系の機能をこれ以上低下させない」の決意で、河川環境を保全・回復 ・さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む ・川に親しみ、川に学べる「美しい風景」、「きれいな水」、「豊かな生物の生息」など、「魅力ある川」をこの水系各地に実現 ・治水・利水・利用事業においても、「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」に転換する必要 	<p>・理念は概ね反映されていると考えてよいか</p>	<p>3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針</p> <p>3. 河川整備の基本的な考え方</p> <p>2)琵琶湖の水の利用、水位の操作が流域発展を支えるとともに、環境変化の要因に。このため河川環境の観点から、琵琶湖の水位を水利用と調和をはかりつつ保持することが求められている。</p> <p>3)利水、治水のための河川整備は河川環境等に影響を与えている。ダム建設は地域社会に大きな影響を与えた。</p> <p>4)急激な社会に伴いあらゆる人間活動が水循環系に対して変化を与え、河川の治水、利水、環境に影響を与えている。</p> <p>6)河川環境にこれまで及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、河川環境の修復を図る。</p> <p>6)利用者の理解を得ながら「河川環境の保全を基本とした利用の促進」と「河川環境を損なう利用の是正」を図る。</p>	<p>5. 具体の整備内容</p>
	<p>4-2 河川環境計画のあり方</p> <p>(1)基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境悪化の要因は、人間の活動、河川整備、河川管理、および複合的なものであり、これらを極力除去 ・1960年代は、多様な生態機能を発揮する移行帯、ダイナミックに変化する自然の中での多様な生物、変化に富む水辺、豊富な漁獲、水辺の遊びなどが存在 ・今後の河川整備の目標として1960年代前半頃までの河川環境を強く意識 <p>(2)河川環境計画策定上の留意事項</p> <p>1)川や湖の自然のダイナミズムを許容する河川整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然のリズムに従った水位操作 ・河川の縦断・横断方向の連続性回復 ・ダム、堰で遮断された土砂の供給を回復 ・なだらかな水陸移行帯の保全、修復 ・琵琶湖の湿地、内湖の環境改善、復元 ・琵琶湖の健全な水循環の保障 ・ダム、堰における連続性の確保(魚道の設置、堰の撤去など) ・河口域での土砂供給管理による干潟再生 <p>2)多自然型川づくりからの脱却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攪乱、連続性、河道形態の多様性の復元による生態系回復 ・「川が川を創る」のを人が手伝うとの認識 ・順応的対応(モニタリングの実施など) 	<p>・さらに具体化が必要な項目があるか</p> <p>・整備内容のメニューはこれでよいか(追加、削除など)</p>	<p>4. 2 河川環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの社会活動、河川の整備や利用が淀川水系に与えてきた影響を真摯に受け止め、河川環境の修復を図る ・河川環境の保全、再生に際しては、モニタリングを行い、フィードバックをしながら進める <p>4. 2. 1 河川形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断方向及び縦断方向の連続性の修復と、多様な形状を持つ河道の復元 ・瀬と淵、砂州などの河川形状や狭窄部はできるだけ人為的な手を加えずに保全する ・横断方向は、堤防の緩傾斜化、高水敷の切り下げ、水辺移行帯を設けるなど、水際の改善を行う。 ・縦断方向は、河川横断工作物の改築・新設を検討。堤内地側の樹林帯の整備 	<p>5. 2 河川環境</p> <p>5. 2. 1 河川形状</p> <p>(1)モニタリングの実施及び生態系の評価</p> <p>1)横断及び縦断方向の河川形状修復に伴う、生物環境のモニタリング・評価</p> <p>(2)横断方向の河川形状の修復</p> <p>1)横断方向の河川形状の修復の実施</p> <p>ワンド・たまり/ヨシ原/水辺移行帯/汽水域干潟・ヨシ原</p> <p>2)横断方向の河川形状の修復の検討</p> <p>ワンド・たまり/水辺移行帯/汽水域干潟・ヨシ原/内湖、湿地帯</p> <p>(3)縦断方向の河川形状の修復</p> <p>1)縦断方向の河川形状の修復の実施</p> <p>2)縦断方向の河川形状の修復の検討</p> <p>魚類の遡上・降下に配慮した構造改善</p> <p>河川と支川との連続性確保のための構造改善</p>
計画のあり方、整備内容				

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3～5章)の比較【環境 その2】

提言	論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1～2、p.4～10)	
<p>3)「河川環境自然再生化計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1960年代前半頃の河川状態の検証 ・各河川の個性に基づいた河川環境保全と回復の目標設定 <ul style="list-style-type: none"> ・生物あるいは生物群集の回復を図る。 ・生物の生息空間の回復を図る。 ・生息空間の機能回復:水位・流量・水温の変化・流砂・土砂供給などの回復を図る。 ・自然のよく残っている近隣河川の状況を参考にする。 ・上流または下流の自然のよく残っている個所を参考にする。 		<p>3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針</p> <p>4.2.5 土砂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断工作物における土砂移動の連続性を確保するための方策を講じ、河床の改善や復元を図るよう検討 <p>4.2.6 生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの実施 ・河川の横断・縦断方向に連続性を持った水辺の生息・生育環境を確保 ・生物に配慮した水位管理や水量管理を検討 ・外来種対策 	<p>5. 具体の整備内容</p> <p>5.2.5 土砂</p> <p>(1)モニタリングの実施</p> <p>1)河床材料・形状及び土砂動態のモニタリングの実施及び土砂管理の検討</p> <p>(2)土砂移動の連続性確保(既存ダム)</p> <p>5.2.6 生態系</p> <p>(1)モニタリングの実施及び生態系の評価</p> <p>(2)固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全及び再生</p> <p>1)生息・生育環境の保全及び再生の実施</p> <p>ワンド・たまり/ヨシ原/水辺移行帯/汽水域干潟・ヨシ原/砂州</p> <p>井堰の魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の実施</p> <p>オオサンショウウオの生息環境の保全</p> <p>2)生息・生育環境の保全及び再生の検討</p> <p>ワンド・たまり/ヨシ原/水辺移行帯/汽水域干潟・ヨシ原/竹林</p> <p>既設ダム、井堰の魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の実施</p> <p>平常時の水位操作の試行</p> <p>生息・生育環境保全・再生のための水位管理</p> <p>維持流量の諸調査の実施、及び検討</p> <p>(3)外来種対策の推進</p> <p>1)関係機関等との連携推進</p> <p>2)外来種のリリース禁止などの自治体の条例制定に向けた調整・協議</p>
<p>計画のあり方、整備内容</p> <p>(3)水位・水流と生物の生息環境</p> <p>1)水位管理のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川、湖の環境保全と回復を重視し、現行の水位操作規則を見直し(弾力的運用など) ・操作規則の定期的見直し(例えば5年) <p>2)琵琶湖の水位管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系保全に最大限配慮した水位管理の再構築 ・琵琶湖の水位操作規則について、調査・検討、試験的運用を実施し見直す ・常時満水位→洪水期制限水位への移行時期、水位、低下速度 ・下流水位の変化速度等を考慮した瀬田川洗堰の水位操作 ・冬場の高水位によるヨシ刈への影響 <p>3)ダム・堰の水位管理</p> <p>治水、利水への影響も含めて調査・検討、試験的運用を実施し、見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質・水温 ・ダム放流のあり方、下流の水位変化 ・河川水位、濁水、水位変化の速度 ・中小規模洪水の放流および手法 ・ダムからの土砂輸送等による下流への影響 	<p>・さらに具体化すべき事項があるかどうか</p>	<p>4.2.2 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水・利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰などの運用の見直しを検討 ・河川形状の修復 ・堰の水位操作の見直しに際しては、試験運用を行いながら、モニタリング及び評価を実施 ・琵琶湖は、生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作について検討 <p>4.2.3 水量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ自然流況に近い流量が流れるよう、ダム・堰等の運用を改善し、水位変動や攪乱の増大等を図るため検討 ・汽水域の環境を考慮した維持流量の検討 ・洪水のあと急激な水位低下が生じない運用操作を検討、実施(瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの下流) ・河川の攪乱機能の復元に向けた試験放流において、モニタリング及び評価 	<p>5.2.2 水位</p> <p>(1)平常時に、低い水位を維持するとともに出水変動に応じた水位操作の試行(淀川大堰)</p> <p>(2)生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作の検討(瀬田川洗堰)</p> <p>(3)横断方向の河川形状の修復</p> <p>5.2.3 水量</p> <p>(1)水位変動や攪乱の増大を図るための、ダム・堰の運用に関する検討及び試験運用の実施</p> <p>(2)維持流量の諸調査の実施、及び検討(新淀川)</p> <p>(3)下流における急激な水位低下が生じないダム・堰の運用操作の実施(瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム)</p>

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3～5章)の比較【環境 その3】

	提言	論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1～2、p.4～10)	
			3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
計画のあり方、整備内容	<p>4) 淀川大堰の水位管理 水質改善、生態系保全、汽水域の干潟の保全等</p> <p>5) 水位管理の検討、知見の蓄積と今後の管理のあり方 <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖、ダム等の水位管理の検討、見直しに際して河川環境、治水、利水への影響の把握 環境保全に資する水位操作規則の確立のためのモニタリングと定期的見直し 必ずしも十分な知見がない事項についての調査の実施 各ダムの目的や地域特性、流域全体の水、土砂管理の考慮 </p>			
	<p>(4) 流域の一体的な水環境を実現する水質管理</p> <p>1) 水質の目標 <ul style="list-style-type: none"> 「公害の時代」の水量管理から「環境の時代」の水質管理へ 「肌に触れ、戯れうる水」の観点で水質のあり方を検討する 地域特性に応じた管理のあり方検討 豊かな生態系を維持する水環境を創造できる新たな水質管理の仕組み </p> <p>2) 汚濁の質 <ul style="list-style-type: none"> 水質消費に対応できる監視体制づくり 総負荷管理を前提とした水質管理体制 分流式下水道への転換、道路排水対策など 多くの場面で行政、住民、企業が一体となって取り組む体制確立 </p> <p>3) 統合的な流域水質管理システム <ul style="list-style-type: none"> 従来水質環境基準以外の有毒・有害な化学物質の動態把握 統合的な流域水質管理システムの構築 汚濁に対する新たな計測技術システムの開発 住民を含めた情報の共有システムの構築 </p> <p>4) 回復のプロセス <ul style="list-style-type: none"> 流域関係者が一体的に回復のプロセスを共有することが重要 水質管理システム強化における住民参加の推進 自浄機能の向上と機能保持のための恒常的管理体制 上記の一環としての流域内の生体量、環境要素群の現存量、変化速度に関する総合調査 </p>	<ul style="list-style-type: none"> どこで新たな水質目標は設置されるのか 住民を巻き込んだ情報共有のしくみは 協議会について、さらに具体化を検討するか 	<p>4. 2. 4 水質 <ul style="list-style-type: none"> 河川内での浄化対策には限界があり、流域から流入する汚濁負荷を減少させる対策を強力に進める必要 新たな河川水質の目標設定と監視の強化 自治体、関係機関、住民と連携し、総量負荷量管理を図る組織の設立 水質モニタリングの支援体制の確立 水質保全対策の継続的な取り組み ダム放流水の水温の改善対策 流水保全水路の効果の調査、検討の継続 </p>	<p>5. 2. 4 水質 (1) 下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討 1) 水質の流域内監視体制の整備 2) 河川流入総負荷量管理の実施方針 3) 積極的な住民参加を促すための取組 4) 水質事故の防止・対処の取組の強化 (2) 琵琶湖の水質保全対策 1) 水辺移行帯(内湖・湿地を含む)復元のための調査・検討・試験施工の実施 2) 家棟川ビオトープ整備及びそのモニタリングの継続実施 (3) ダム湖の水質保全対策 1) 選択取水の実施 2) 選択取水施設の検討 3) 深層曝気の実施 4) 深層曝気の検討 (4) 河川の水質保全対策 1) 流水保全水路整備事業については、継続して調査及び検討 2) 底質モニタリングを実施し、有害化学物質対策や底質改善対策を検討</p>
	提言には記載無し	この内容でよいか	<p>4. 2. 7 景観 <ul style="list-style-type: none"> 施設の新設、改築にあたり、景観の観点からのアセスメント実施 事業者に対して、景観の観点からのアセスメントの実施を指導 ダム貯水池法面の裸地の緑化対策 </p>	<p>5. 2. 7 景観 (1) 新設・改築する治水施設などにおける周辺の景観との調和の検討と指導の実施 (2) ダム貯水池の法面における裸地対策の試験施工の実施</p>

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3~5章)の比較【環境 その4】

提言		論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1~2、p.4~10)	
計画のあり方、整備内容	提言には記載無し(理念転換、治水の章に記載有り)	・この内容でよいか	<p>3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針</p> <p>4. 2. 8生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸工事に当たって、縦断方向及び横断方向の河川形状が不連続とならないように施工する ・河岸の保持のため低水護岸を施工する場合は、生物の生息・生育を配慮した工法を採用する ・仮設工作物及び施工機械、施工時期等は、生物の生息・生育環境への影響を少なくする ・工事により発生する濁水は、生物の生息・生育条件に影響を与えない配慮 ・河川工事のための輸送手段としての舟運や緊急用河川敷道路の活用 ・土砂仮置場の堤内地での確保、河川敷内仮置き箇所・面積の縮小、工事用道路の既存土の活用等 	<p>5. 具体の整備内容</p> <p>5. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物に配慮した低水護岸工法の採用 ・生態系に配慮した施工時期 ・現況の植生を考慮した必要最小限の工事用道路の設置 ・工事中の濁水流入防止措置 ・振動や騒音を最小限に抑える施工機械の使用 ・舟運等を活用した土砂輸送の検討 ・土砂仮置場を堤内地に確保 ・仮置き箇所面積の縮小 ・生態系に関する事前・事後調査の実施

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3～5章)の比較【利用 その1】

提言		論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1～2、p.23～25)		
			3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容	
理念・方針	<p>3-5 新たな河川利用の理念</p> <p>現状認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川利用は、水質悪化の助長、生物の生息域の減少など、河川本来の姿に悪影響を与えている ・数多くの人が高水敷を利用しているが、大部分は川に親しんだ利用ではない ・川の自然の営み、多様な生態系は流域全体の貴重な財産 <p>理念転換</p> <p>「河川生態系と共生する利用」を基本 「川でなければできない利用」、「川に活かされた利用」を重視</p>	<p>・理念は概ね反映されていると考えてよいか</p>	<p>3. 河川整備の基本的な考え方</p> <p>5) 沿川の市街化、人口増加に伴い河川敷以外でも設置可能なスポーツ施設が整備され、河川の環境や生態系へ影響を与えてきた</p> <p>6) 利用者の理解を得ながら「河川環境の保全を基本とした利用の促進」と「河川環境を損なう利用の是正」を図る</p>		
	計画のあり方、整備内容	<p>4-5 河川利用計画のあり方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進すべき利用と抑制すべき利用の峻別 ・「川でなければできない利用」の促進 ・舟運、漁業は文化、伝統として位置づけ、復元、継続を検討 ・堤内地で代替できる機能は長期的に移行 ・河川環境・生態系に負の影響を与える利用は制限 ・利用者、管理者間での情報共有と仕組みづくり ・地域的特性への配慮 <p>(2) 水域利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泳げる川、遊べる川の復活 ・「水を汚染しない」、「川や湖の生態系を壊さない」、「他人に迷惑をかけない」ことを基本原則 ・水上バイク、プレジャーボートの適正利用 	<p>・「泳げる川・遊べる川の復活」の方針は反映されているか</p>	<p>4. 5 利用</p> <p>4. 5. 1 水面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水面利用協議会等の組織を活用し、水面利用の適正化を図る ・瀬田川では水面利用に伴う施設のあり方について地元住民や市民組織と調整 ・カヌーや手漕ぎボート等の水辺へのアプローチや横断工作物による障害の改善 	<p>5. 5 利用</p> <p>5. 5. 1 水面</p> <p>(1) 水面の利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して以下の利用ルールの策定及び規制の実施、検討</p> <p>1) 水上オートバイの利用規制(淀川・一津屋地区に限定、琵琶湖:滋賀県条例との連携)</p> <p>2) 船舶等の通航規制</p> <p>通航禁止区域及び通航制限区域の設定/「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」</p> <p>(2) 瀬田川では、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等からなる瀬田川水辺利用者協議会(仮称)を設置し、既存の棧橋・係留施設の集約・共有化を検討</p> <p>(3) カヌーや手漕ぎボート等の利用のための、アプローチ整備や堰等の横断工作物の改善を実施</p>
		<p>(3) 水陸移行帯利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに水陸移行帯の区分の設置とその利用の制限 ・生態系の保全と再生 ・高水敷の切り下げ、緩傾斜化による水陸移行帯の創出 	<p>・水辺移行帯の利用制限をするか否か</p>	<p>4. 2. 1 河川形状(河川環境より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な水辺の再生のため、水際の改善 ・高水敷切り下げ ・水辺移行帯の設置 	<p>5. 2. 1 河川形状(河川環境より)</p> <p>(2) 横断方向の河川形状の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として堤防強化と併せて河川形状の修復 ・堤防強化に先行して実施、検討(淀川:樟葉、鶴殿地区等) ① フンド・たまり ② ヨシ原 ③ 水辺移行帯 ④ 汽水域干潟、ヨシ原 ⑤ 内湖、湿地等

◆提言(3、4章)と原案説明資料(3～5章)の比較【利用 その2】

	提言	論点(案) (3/8部会にて整理)	説明資料(p.1～2、p.23～25)	
			3. 河川整備の基本的な考え方 4. 河川整備の方針	5. 具体の整備内容
計画のあり方、整備内容	(4)高水敷利用 ・ゴルフ場、グラウンド等は長期的には堤内地に戻す ・運動施設の新規整備の原則禁止 ・利用ニーズの大きさと環境への影響をどのように評価するかが課題 ・当面は設置範囲を限定し、利用に際しては環境に影響を与えないよう配慮 ・独占的、排他的利用の禁止	・地域毎での委員会の方針に「縮小を基本」という方針がどのように反映されるか ・河川利用委員会(仮称)についてさらに具体化するかどうか	4. 5. 2 河川敷 (1)利用 ・現状の利用形態を見直し、本来河川敷以外で利用するのは縮小を基本 ・住民、自治体等からの要望が強いため、個々の案件毎に学識経験者、自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴いて判断 (4)迷惑行為	5. 5. 2 河川敷 (1)河川敷地占用許可施設 1)ゴルフ場、公園等占用施設 ①地域毎に河川利用委員会(仮称)を設置 2)遊休施設等の対策 道路、鉄道の橋梁、水道管・ガス管、水門、樋門等の遊休施設の除却等
	(5)堤外民地の解消・不法占拠の排除等		(2)違法行為 ・不法耕作、不法居住 (3)ホームレスへの対応	(2)違法行為の対策 年度毎に違法行為是正実施計画を立て実施 (3)ホームレスへの対応
	(6)産業的な利用 1)舟運 ・文化・歴史面、観光、災害時の緊急輸送等の観点、自然環境保全を考慮し検討		4. 5. 3 舟運 ・緊急輸送のための整備 ・自治体や企業の要望を踏まえ航路確保等について検討	5. 5. 3 舟運 (1)大規模震災時における緊急輸送を目的とした船着場(柴島、海老江)整備を実施 (2)枚方までの航路維持を実施 (3)枚方より三川合流点までの航路確保を検討
	2)漁業 ・漁業が継続的に成り立つような健全な河川環境の保全、復元 ・外来魚対策(外来魚が生息しにくい河川づくり、水系外からの移入の規制等)	・漁業について、河川利用のなかで積極的に位置づけるか		5. 2. 6 生態系(河川環境) (2)固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全及び再生 (3)外来種対策
	3)砂利採取 ・採取を限定	・さらに記述を求めるか。その内容は？	4. 3. 4 維持管理等 (4)河川区域の管理 2)河道内堆積土砂等の管理 除去については、河床変動状況や河川管理施設等への影響及び河川環境への影響等から判断。コンクリート用骨材として利用可能な場合は、砂利採取の許可を検討。	
	(7)河川利用にかかわる諸権利について ・諸権利の一定期間ごとの見直し	・さらに記述を求めるか。その内容は？		